

平成 21 年 5 月 22 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2003～2008

課題番号：15084205

研究課題名（和文） 「法の非主題化」の社会的分布とその要因

研究課題名（英文） What factors prevent people from going to courts?

研究代表者 南方 暁 (MINAMIKATA SATOSHI)
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：70125805

研究成果の概要：

日本社会では、市民は法律を用いて紛争を処理することを好まないと言われてきた。本研究は、市民が紛争処理に法律を用いることを妨げる要因とは何かについて実証的データに基づき検証するものである。市民の行動を妨げる要因（非主題化要因）として、費用への心配、人間関係への配慮、情報不足や制度の不備などを挙げるができるが、非主題化要因としては、顕著なものを抽出することはできなかった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	1,600,000	0	1,600,000
2004年度	1,900,000	0	1,900,000
2005年度	1,700,000	0	1,700,000
2006年度	2,100,000	0	2,100,000
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	1,000,000	0	1,000,000
総計	9,500,000	0	9,500,000

研究分野：社会科学（法社会学）

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：

①民事紛争 ②法の非主題化 ③法意識 ④法行動 ⑤社会的要因

1. 研究開始当初の背景

日本人は紛争嫌いであるとか、裁判所を利用したがないという言説が広く行き渡っているが、それを文化論によって説明されることはあっても、実証的な先行研究は限られていた。そこで、第一に、日本人は本当に紛争を好まず、また、裁判所の利用を嫌っているのかについて、実証的なデータに基づいて説明する必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、日本人の民事紛争行動に関する実証的研究の一翼を担うものとして、人々が紛争を法的に処理しようとする（法の主題化）ではなく、人々を法的処理に向かわせない要因（法の非主題化要因）とはなにかを、実体調査によるデータを活用して、解明することを目的とした。そして、日本人の法行動（法意識を含む）の特色を、明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」（代表 村山眞維）が2005年に行った全国25,000人を対象にした調査データならびに一部の回答者に対する面談調査からのデータを使って、法の非主題化要因に関する分析を行った。

4. 研究成果

(1) 研究の概要

検討作業は以下の点を確認して始められた。第一は、「法の非主題化」（「法の主題化」の対語と考えられる）の定義である。本作業では、「法の非主題化」とは、人が紛争に直面した場合、①法律家を通して紛争を終結させない、②裁判所を利用して紛争を終結させない、の狭い内容とした。そもそも「紛争」の定義をめぐっても見解が分かれる可能性があるが、何らかの利益対立があることを紛争と考え、その紛争に終止符を打つために、法律家に相談したとしても法律家を通して紛争を終わらせなければ、あるいは訴訟や調停手続などによって紛争を終わらせなければ、「法の非主題化」として扱うことにした。第二は、検討の対象を一部の紛争に限定したことである。検討作業の初期の段階で、紛争の種類によって人々の「非主題化」行動や意識は大きく異なっていることが推測されたので、民事紛争全体を一まとめにして人々の「非主題化」要因を検討しても意味があるのかとの疑問が生じた。そこで、前記調査データでは、10の紛争類型（その中でまた細分化されている）を全部検討の対象とせず、特色あると思われる類型を選んで検討することにした。第三に、データ分析をより正確にするために、調査回答者へ直接面談してデータそれ自体からは抽出できない、紛争の特色や当事者の行動・意識の特色を補完的に検討することにした。

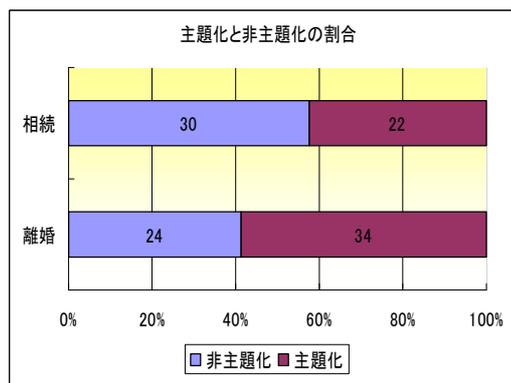
(2) 「法の非主題化」要因

「非主題化」要因を明らかにするために家族をめぐる紛争を取り出して、人々の行動およびそれに影響を与えた要因を検討し、次のような傾向を見ることが出来た。

家族の問題（ここでは離婚、相続）は、交通事故などと異なり人間関係的な要因が強く、通常、他の紛争とは様相を異にすると考えられている。そこで、経済的費用（紛争処理にかかる金銭費用の心配）、時間的費用（紛争終結までにかかる時間の心配）、人的費用（人間関係悪化などに対する心配）などの要因がならびに当事者の法的知識や過去の紛争経験などが家族問題当事者にどのような影響を与えたのかを検討した。まず、回答データのパーセンテージで要因の特色を検討してから、特色として出てきた要因をカイ2乗検定により有意かどうかの判断をした。

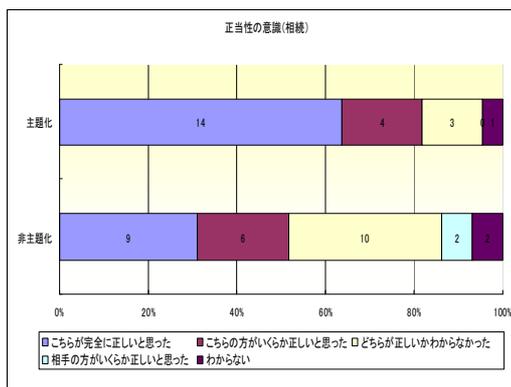
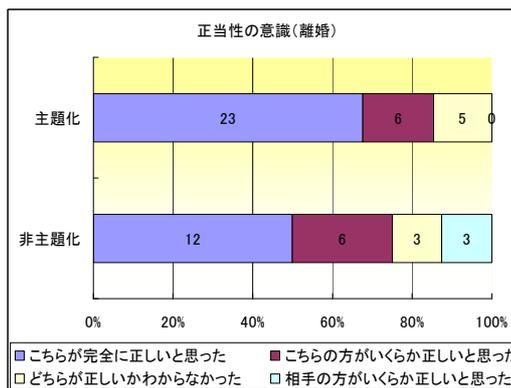
初めに、紛争の概要に触れてみると、「主

題化」「非主題化」の割合は紛争類型によって異なることが分かる。



離婚当事者のほうが法に訴えて紛争を処理する傾向を見せている。おそらく離婚紛争は当事者の「有責性」が絡むこともあって、次に挙げる正しさをめぐる当事者の受け取り方が相続とは異なるからであろう。

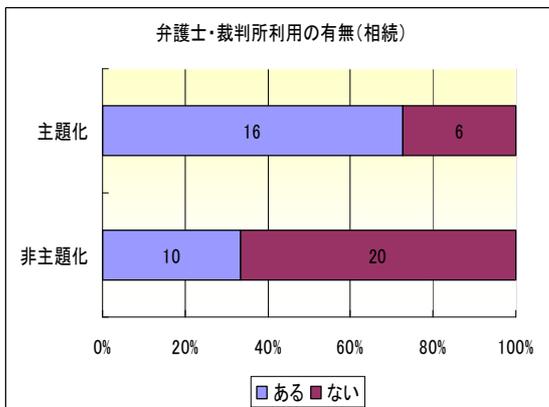
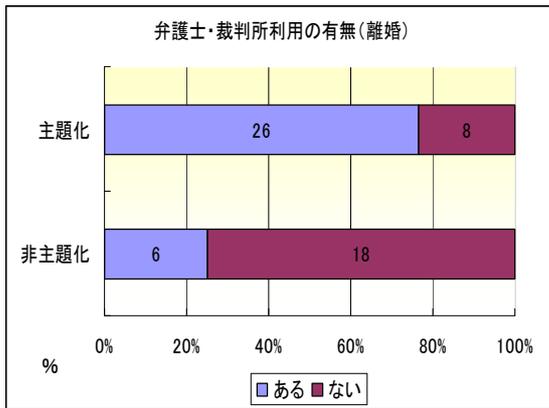
そこで、「主題化」を支える要因として、自分が正しいかどうかについての認識では、離婚と相続では、正当性の意識の認識に違いが見られる。



既に触れたように離婚紛争には当事者の有責行為が関わることがあり、相続ではそうした要因が多くない。したがって「非主題化」グループには正当性を強く意識する者が少ないという傾向を見せると思われる。

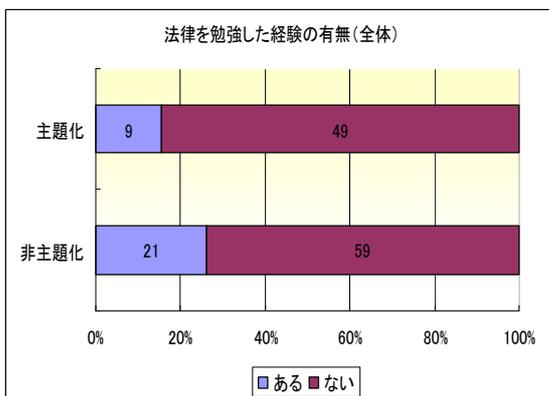
次に、要因として目だったものに「弁護

士・裁判所の利用の有無」であり、身近に法律家や裁判所との接点があると「主題化」要因として働くかの証明でもある。



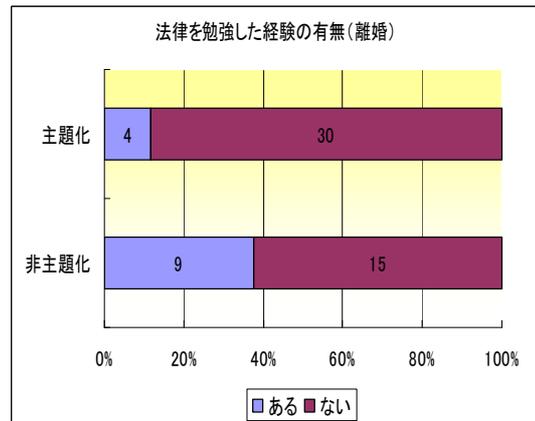
この結果から「弁護士・裁判所利用の有無」は人々の「非主題化」行動に影響を与えていると言えよう。

最後に、法律の知識があるかどうかについては離婚に目だった傾向が出てきた。「非主題化」グループの中で、法律を勉強した者の占める割合は「主題化」グループに比べると相対的に多い。



一般には、法律の知識をもてば紛争を法的手段に訴えて処理すると考えられるが、データからは必ずしもそのようには言えない。特に、「主題化」グループは、法的情報を有する者が圧倒的に多く、何も知らないから法的

手段に訴える、あるいは法律家のところに直ちに行くということなのかも知れない。とりわけ離婚紛争では法的勉強をした者が「非主題化」傾向を示している。



これまでのデータから読み取れたことを他の分析手法も参考にしながら整理すると以下のようになる。

第一に、離婚問題に直面した人々に対して「非主題化」に影響する要因として、ここで簡単に整理すると以下のようになる。

「正当性の意識」(自分が正しいと思う)、「法律を学習した経験」(法学部などでの学習経験)、「弁護士・裁判所利用経験」(ここでは利用しなかったこと)は、人々の「法」の非主題化」要因として影響していると考えられる。

ただ、「正当性の意識」は、それほど強く働いてはいないようである。次に、「法律を学習した経験」は、学習するほど「非主題化」になるという通俗的常識から外れる結果となっている。一般には、法的知識が深まると法的処理に向かう傾向を見せると思われるが、データからは反対の結果を見せている。この結果から推測すると、人々は法律を学習しない者は、事情が十分に分からないので「主題化」になりやすく、法律を知っていると「主題化」にすると面倒なので、あるいは法的に争うのには無理があるとして、「非主題化」になるという解釈が可能である。「弁護士・裁判所利用経験」は「主題化」・「非主題化」に強く影響していると言える。弁護士・調停利用も「主題化」に影響しており、利用していないと、人々は「主題化」には抵抗を感じ、結果的に「非主題化」の要因になっているのではないと思われる。

次に、それぞれの要因が個別にどのような影響をもつのかだけでなく、複数の要因が「非主題化」に影響を与えることも考えられるので、線形回帰分析で複合要因を検証した。しかし、「弁護士・裁判所経験がない」「望んだ結果を得られる可能性」「法律問題である」という認識」が要因として見られたが強い影

響はない。

第二に、相続問題における「非主題化」要因としては、「正当性の意識」があるといえるが、要因としては離婚と同じように弱いものである。弁護士・裁判所利用の経験が相続における「非主題化」へ影響しているが、離婚ほど明確ではない。また、「弁護士・裁判所利用経験」がないことは「非主題化」の強い要因にはなっていない。

次に、複数の要因が複合的に影響を与えるかを検討したが、「弁護士・裁判処理用経験」「正当性の意識」が複合要因として考えられても、離婚の場合と同じように強い要因ではなかった。

非主題化要因		離婚	相続
個人的要因	正当性の意識	△	△
	望む結果が得られる可能性	×	×
	責任の所在の明確性	×	×
	金銭費用	×	×
	時間費用	×	×
	期間費用	×	×
	精神費用	×	×
	法律を学習した経験	◎	×
	法律に関わる仕事の経験	×	×
	弁護士・裁判所利用経験	◎	○
関係的要因	相手方との関係を意識	×	×
	問題発生と周囲の目	×	×
	問題処理と周囲の目	×	×
	相手方との関係を意識	×	×
	問題発生と周囲の目	×	×
	問題処理と周囲の目	×	×
	○ 一部有意 ◎ 有意 △弱い有意		

家族紛争の場合には、前記のような傾向が見られたが、他の紛争での要因は同じではない。例えば面接調査のデータからは、学歴や法律の学習が家族紛争では「非主題化」要因になると推測されたが、建築紛争や商品の欠陥をめぐる紛争では、学歴があり法律の知識をもっている者は弁護士を使って対応をするなどがみられた。また、近隣紛争や高額財産をめぐる紛争では、家族紛争では目だっていなかった要因である当事者の社会的地位や周囲の環境などが、「非主題化」要因として働くことも見られた。

位や周囲の環境などが、「非主題化」要因として働くことも見られた。

(3) 結論

本研究を通して、①「法の非主題化」要因は紛争全体を通して共通するものではなく、個別の紛争類型に特有のものがある、②非主題化行動の要因として挙げられてきた、当事者は費用、時間、世間体などの社会関係はデータによって実証される要因とはいえない、③同じ紛争類型に入るものでも要因は異なることがある、などを「非主題化」要因としてあげることができる。断定するだけのデータは十分でないが、日本人は紛争嫌い、訴訟嫌いというのは一種の神話であり、場合によっては費用や時間などにこだわらず戦う姿勢を見せるとも言える。今回は、データ処理手法の限界から、すべての紛争類型（細分化されたものを含む）をそれぞれ組み合わせで比較検討することが出来なかったが、すでにある基礎データを活かしてさらに細かな分析をおこないたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 南方暁、「Mediation for Mediators?」法政理論 39 卷 1 号、2006 年 9 月、133-152 頁、査読無

[学会発表] (計6件)

- ① 田巻帝子・南方暁、「家族紛争当事者による相談行動と法の非主題化」、家族と法研究会、2009 年 1 月 24 日、早稲田大学
- ② 南方暁、「Family dispute in Japan - What prevents people from going to court?」、国際家族法学会第 13 回国際大会、2008 年 9 月 18 日、オーストリア司法省
- ③ 上石圭一、「The Impact of the 1st advice on citizens' subsequent advice seeking behaviors」、国際法社会学会、2008 年 7 月 10 日、ミラノ大学
- ④ 上石圭一、「相談行動が紛争処理に与える影響」、日本法社会学会学術大会、2008 年 5 月 9 日、神戸大学
- ⑤ 南方暁、「家族における紛争と法の非主題化」、日本法社会学会、2008 年 5 月 10 日、神戸大学
- ⑥ 上石圭一、「互相交錯的“学校の理論”与“学生家長的理論” - 基于蛮横父母的問題」、中日子ども教育と教師教育フォーラム、2008 年 4 月 28 日、北京師範大学

〔図書〕(計 4 件)

- ① 南方暁、「離婚訴訟と調停前置主義」、『現代家族法実務大系第5巻(調停・審判・訴訟)』、日本法規出版、2008年2月、139-156頁(526頁)
- ② 南方暁、「家事調停における調停委員間の調整—覚え書き」、小野幸二教授古稀記念論文集刊行委員会編『21世紀の家族と法』法学書院、2007年3月、85-102頁(1222頁)
- ③ 南方暁、「第1節問題の経験」、村山眞維・松村良之編『紛争行動調査基本集計書』、有斐閣学術センター、2006年12月、69-81頁(445頁)
- ④ 上石圭一、「第2節最も重要な問題」、村山眞維・松村良之編『紛争行動調査基本集計書』、有斐閣学術センター、2006年12月、81-109頁(445頁)

〔その他〕

- ② M. Murayama, S. Minamikata, R. Hamano, K. Ageishi, I. Ozaki, I. Sugino、「Legal Problems and Their Resolution Disputing Behaviour in Japan -」(共著)(RCSL Annual Meeting ペーパー)、2005年、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

南方 暁 (MINAMIKATA SATOSHI)
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：70125805

(2) 研究分担者

上石 圭一 (AGEISHI KEIICHI)
新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授
研究者番号：80313485

(3) 連携研究者

田巻 帝子 (TAMAKI TEIKO)
新潟大学・人文社会・教育科学系・助教
研究者番号：80251784